

→ 違い 5 近隣住民にさらに配慮しなくてはならない

犬や猫を飼うときには、適切に飼い、近隣住民に迷惑をかけない配慮が必要なのは当然ですが*1、複数飼うと1頭飼いの場合よりもさらに細かい配慮が求められます。

動物が多くなればそれだけ抜け毛やフケ等も増え、不衛生になりやすいので掃除をこまめにしなくてはなりません。複数で飼っている場合は1頭が鳴き始めると他も同調して鳴くことが多く、習性からみて正常な範囲の鳴き声であっても、住宅密集地では騒音となります。改善するにも、1頭飼いなら原因も見

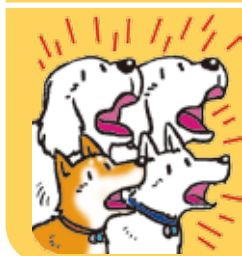
つけやすく対策も立てやすいのですが、複数飼っている場合には問題が複雑になりがちで、対処も1頭1頭に行く必要があり、手間も時間もかかります。

複数の犬や猫がいることで近隣に及ぼしている影響(鳴き声や物音、臭いなど)を、近隣住民がどう感じるか冷静・客観的に想像して対処する配慮が必要です。気をつけていても、不慮の事故等で近隣に迷惑をかけてしまうかもしれません。普段から、近隣住民と良好な関係を築いておくことが大切です。



事例

飼い犬の吠え声の騒音で慰謝料を命じられた裁判例



閑静な住宅地で、飼い犬4頭(柴犬のオス、ピレニアンマウンテンドッグのオス・メス、紀州犬のオス)が連日夜間又は朝方にかけて一定時間断続的に鳴き続け、改善策をとらなかった飼い主ら(被告)に対し、受忍限度を超えており、飼い主らは犬の鳴き方が異常なものとなって近隣の者に迷惑をかけないよう散歩やしつけなどを行うべき飼育上の注意義務に違反し、原告らに財産的、精神的損害を与えたとして、裁判所は原告1人につき30万円の慰謝料等*の支払いを命じました。

(東京地方裁判所、平成7年2月1日)

★:原告3人のうち1人は慰謝料ではなく、騒音で賃借人が退去したことに対する財産的損害32万円

→ 違い 6 多頭飼育を法令で規制している地域もある

犬や猫の多頭飼育を制限する条例等を設けている自治体もあります。このような条例等が制定された背景には、多頭飼育による周辺環境の悪化が社会問題となっている現実があります。

多頭飼育に関する条例等(抜粋・要約)

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例	犬、猫合わせて10頭以上飼うものは、一部の場合を除き繁殖制限しなければならない(第13条) 犬、猫合わせて10頭以上となった時には、30日以内に知事へ届出をしなければならない(第14条)[届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料(第32条)]
滋賀県動物の愛護および管理に関する条例	犬、猫合わせて10頭以上となったときには、30日以内に知事に届出なければならない(第6条の2)[届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料(第19条)]
佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例	犬、猫合わせて6頭以上飼うものは、周辺住民から飼養状況等について説明を求められた場合には、説明するよう努めなければならない(第5条) 犬、猫合わせて6頭以上となった時には、30日以内に知事に届出なければならない(第6条)[届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料(第25条)]
化製場等に関する法律	都道府県知事が指定する区域内で都道府県条例で定める頭数以上の犬を飼う場合は知事の許可を受けなければならない(第9条)

*1:動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。